

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士後期課程 コース長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 42号

改正 平成20. 3. 1 19規則96

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の10の規定に基づき、理工学研究科博士後期課程の各コースにコース長を置く。

(職務)

第2条 コース長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該コースの運営に関する事項を処理する。

(選考)

第3条 コース長は、当該コースを担当する理工学研究科の教授の中から、当該コースを担当する理工学研究科及び理工学研究科以外の専任教員による選挙等により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 コース長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、コース長に欠員が生じた場合の補欠のコース長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。